

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社

フルサト・マルカホールディングス株式会社

提出会社

フルサト工業株式会社

株式会社マルカ

目次	頁
表紙	
第一部 組織再編成に関する情報	5
第1 組織再編成の概要	5
1. 組織再編成の目的等	5
2. 組織再編成の当事会社の概要	12
3. 組織再編成に係る契約等	13
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	21
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	24
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	25
7. 組織再編成に関する手続	26
第2 統合財務情報	27
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）	29
第二部 企業情報	30
第1 企業の概況	30
1. 主要な経営指標等の推移	30
2. 沿革	30
3. 事業の内容	30
4. 関係会社の状況	32
5. 従業員の状況	33
第2 事業の状況	34
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	34
2. 事業等のリスク	34
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	39
4. 経営上の重要な契約等	39
5. 研究開発活動	40
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 上場申請会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	45
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	46
第5 経理の状況	55
第6 上場申請会社の株式事務の概要	55
第7 上場申請会社の参考情報	55
1. 上場申請会社の親会社等の情報	55
2. その他の参考情報	55
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	58
第四部 上場申請会社の特別情報	58
第1 最近の財務諸表	58
1. 貸借対照表	58
2. 損益計算書	58
3. 株主資本等変動計算書	58
4. キャッシュ・フロー計算書	58
第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類	58

【表紙】

【提出書類】新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるフルサト・マルカホールディングス株式会社（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転により2021年10月1日に設立登記をする予定であります。

(注) 本報告書提出日である2021年9月1日においては、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の2021年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

(上場申請会社)

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年9月1日

【会社名】 フルサト・マルカホールディングス株式会社

【英訳名】 MARUKA FURUSATO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古里 龍平

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南新町一丁目2番10号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 フルサト工業株式会社
取締役管理本部長 藤井 武嗣
株式会社マルカ
執行役員管理本部長 嶋林 直人

【最寄りの連絡場所】 フルサト工業株式会社
大阪市中央区南新町一丁目2番10号
株式会社マルカ
大阪市中央区南新町二丁目2番5号

【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

(新規上場申請のための有価証券報告書提出会社)

【会社名】 フルサト工業株式会社

【英訳名】 FURUSATO INDUSTRIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古里 龍平

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南新町一丁目2番10号

【電話番号】 (06) 6946-9605 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤井 武嗣

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【会社名】 株式会社マルカ

【英訳名】 Maruka Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯田 邦彦

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南新町二丁目2番5号

【電話番号】 (06) 6450-6823 (代表)

【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長	嶋林 直人
【最寄りの連絡場所】	同上	
【電話番号】	同上	
【事務連絡者氏名】	同上	

第一部 組織再編成に関する情報

第1 組織再編成の概要

1 組織再編成の目的等

(1) 本株式移転の目的

① 本株式移転の背景

フルサト工業は、1959年の設立以来、鉄骨建築資材の製造及び仕入販売を行ってまいりました。比較的小規模な市場でのシェアの高まりと、低成長期における市場縮小の中で、事業領域の拡大による成長性の確保を目的として、2000年に機械工具卸の株式会社ジーネットを子会社化し、国内製造業への機械・工具類の販売を開始いたしました。この機械工具ビジネスをさらに発展させ、独自の強みを構築するため、2007年に岐阜商事株式会社をグループに加えました。また、傍流であったセキュリティ事業をグループ事業の柱に育てるため、2016年に株式会社セキュリティデザインをグループ化し、防犯監視市場で事業拡大を進めております。

フルサト工業グループ各社共通の理念の定め、OUR VISION「社会の持続可能性を願い、グループの永続的成長を責務とし、社員がいきいきと活躍する」を目指す理想とし、OUR MISSION「ユニークな発想で、多くの人の価値を生み出し、意義の感じられる活動を」においてやるべきことを示しています。このグループ理念に従い、「UNIQUEな発想による価値創造経営の推進」をグループの基本方針とし、事業ポートフォリオ経営（※1）思想のもとで、フィールドの異なるそれぞれの事業における競争力強化、顧客満足の追求による収益基盤確立、事業間シナジーによる新たなビジネス創出、海外ビジネスフィールドへの再チャレンジ、M&A・アライアンスによるボリューム及びファンクションの獲得、資本コスト経営推進による企業価値向上を課題としております。

一方、マルカは、1946年に紙・毛織物・自転車・軸受・工具等の国内販売及び輸出入を行う商社として設立以来、産業機械、建設機械の専門商社として国内並びに海外において広く事業を展開しております。産業機械部門では、工作機械、鍛圧機械、射出成形機等を国内外の得意先に直接販売しており、特に北米・アジア・中国の現地法人を通じて主要都市に展開する23拠点ネットワークにおいて、現地企業及び日系企業への販売・メンテナンスや日系企業の海外展開のサポート等積極的な営業活動を行っております。建設機械部門では、事業領域の拡大、収益性の向上を目的として、2003年に建設機械のレンタルと高所作業を請負うジャパンレンタル株式会社を子会社化し、高所作業車、クレーン車等の販売とレンタルを行っております。

マルカは、「人生是誠也」を社訓として、「最善の奉仕」と「Unique Solutions」をモットーに「顧客の満足」を使命とし、社会の期待に応える企業を目指してまいりました。この経営の精神をバックボーンに、今後も世界の物づくりに貢献する機械専門商社として、産業機械、建設機械関連の更なる販売強化と共に、部品・消耗品等の周辺カテゴリーへのビジネスの拡大、グループ企業にメーカー機能を取り込んでエンジニアリング機能の強化による収益力向上、海外市場に対する経営資源の更なる投下、M&A等による食品機械、EV関連等成長分野への進出、収益性向上による経営体質の強化を課題としております。

このように、当事会社2社はそれぞれの事業領域における課題に取り組み、業績拡大、企業価値向上を目指すとともに、更なる成長や発展を加速するため、統合を含めたアライアンスを検討してまいりました。今回、最適な価値創出のためのプラットフォーム戦略（※2）において、当事会社2社が保持する強みを用いることにより、各々が持つ課題をクリアし、さらに大きなシナジーを創出できるとの認識に至りました。

かかる状況下において、2019年9月頃から当事会社2社の企業価値の最大化を目的とした幅広い議論を実施してまいりました。フルサト工業は、経営課題の解決のために様々な検討を行う中で、経営コンサルタントや金融機関と接点を持ち、同じ経営環境にあり同様の経営課題を持つであろう企業についてアライアンスの実施を含む施策を検討・協議した結果、大きなシナジーが見込まれ早期の企業価値向上が図れる企業としてマルカを候補に挙げ、2020年6月にフルサト工業からマルカに対して経営統合の提案を行ったことを契機に当事会社2社で本格的な議論を開始いたしました。一方、上記経営課題について様々な検討を行っていたマルカとしても、フルサト工業からの経営統合の提案を受け、当該提案による経営課題の解消及び企業価値の向上の検討を進め、当事会社2社での議論を通じ、当事会社2社は課題と強みを補完する関係性であることを確認し、当事会社2社は、技術商社としてプレゼンスを確立することが企業価値を最大化させるための方策であるとの共通認識を持つに至り、当事会社2社により共同持株会社を設立し、両社対等の精神において経営統合を行うことを決定いたしました。

※1 事業ポートフォリオ経営：ビジネスモデルや景気感応度等が異なる複数の事業を展開することで、リスクを分散させ、グループ全体の収益性・安定性・成長性を確保していく経営。それぞれの事業が現状、どのライフサイクルにあるかを見極め、より成長性の高い領域へ経営資本を配分する。また、競争優位性を失った事業の撤退を行うこと等により、適者生存的な事業ポートフォリオを構築する。

※2 プラットフォーム戦略：それぞれの事業におけるユーザーに最適な価値を提供するための仕組みをプラットフォームと定義し、各々のビジネス領域において不足・欠如しているピース（機能、スケール）を補完することにより、求められるプラットフォームの完成形を目指し続ける戦略。

② 本株式移転の目的

当事会社2社は、経営統合により、以下に掲げるシナジー実現を通じてプラットフォーム戦略の進展を図り、ものづくりを全力でサポートする技術商社として、企業価値の更なる向上を目指します。2025年度を目途として、連結営業利益ベースで20億円程度のシナジー効果が発現する見込みです。

i 工作機械における取扱規模拡大によるシナジー

当事会社2社は、国内において一定規模の工作機械を販売しておりますが、メーカーブランドの重複は多くなく、クロスセルを行うことによりラインナップの広がり具現化し、ユーザーの多様なニーズへの対応が可能となります。それに加えて、有利な調達条件によるコストの低減が実現できます。

また、当事会社2社が購入ルートを持つブランドにおいては、当事会社2社による経営統合により取扱量が増加することになりますが、メーカーとの緊密な関係を築くことで、より幅広い商材の提案やより好条件でのサービス提供等様々なメリットを提供することができ、ユーザーとの関係性が強化される等、取扱量の合計から得られる以上の効果が期待できます。

さらに、マルカの国内販路を活用し、工作機械と工作機械周辺機器を中心とした機器工具・消耗品等のフルサト工業調達品をセット販売することにより、ワンストップ提案によるトータルソリューションの実現を目指してまいります。

ii ロボットシステムインテグレーター事業の拡大

当事会社2社はこれまで、少子高齢化や生産効率の向上に向け、需要の拡大が期待されるロボットを用いた自動化ラインの提案・導入力強化のために、設計機能やエンジニアリング機能を強化してまいりました。今回、エンジニアリング機能の拡充と提案力の強化により、技術商社としてのプレゼンスの確立に資することにつながり、多岐にわたるユーザーニーズへの対応力の向上が可能となります。このように拡大、充実するアウトプット機能に対して、当事会社2社それぞれの受注により増加が期待される案件数を効率的に製造・納入していくことが十分可能となります。

iii グローバルマーケットにおける協業

マルカが北米とアジアを中心に展開する合計23拠点のグローバルネットワークを活用し、産業機械に周辺機器、消耗品を加えた質の高いトータルの営業展開が可能となります。

国内で展開しているプライベートブランドを中心とした機械周辺機器のラインナップをさらに拡充し海外展開することにより、ワンストップでのユーザーニーズへの対応を目指してまいります。

iv 経営資源の効率化及び戦略投資によるキャッシュフロー創出力の向上

国内・海外拠点の相互活用や人材配置の最適化を進めるとともに、戦略分野へ経営資源を集中的に投資することにより、成長性の高い領域への経営資本の配分を実現し、グループ全体の収益性、安定性を確保することで、キャッシュフロー創出力の向上を目指してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

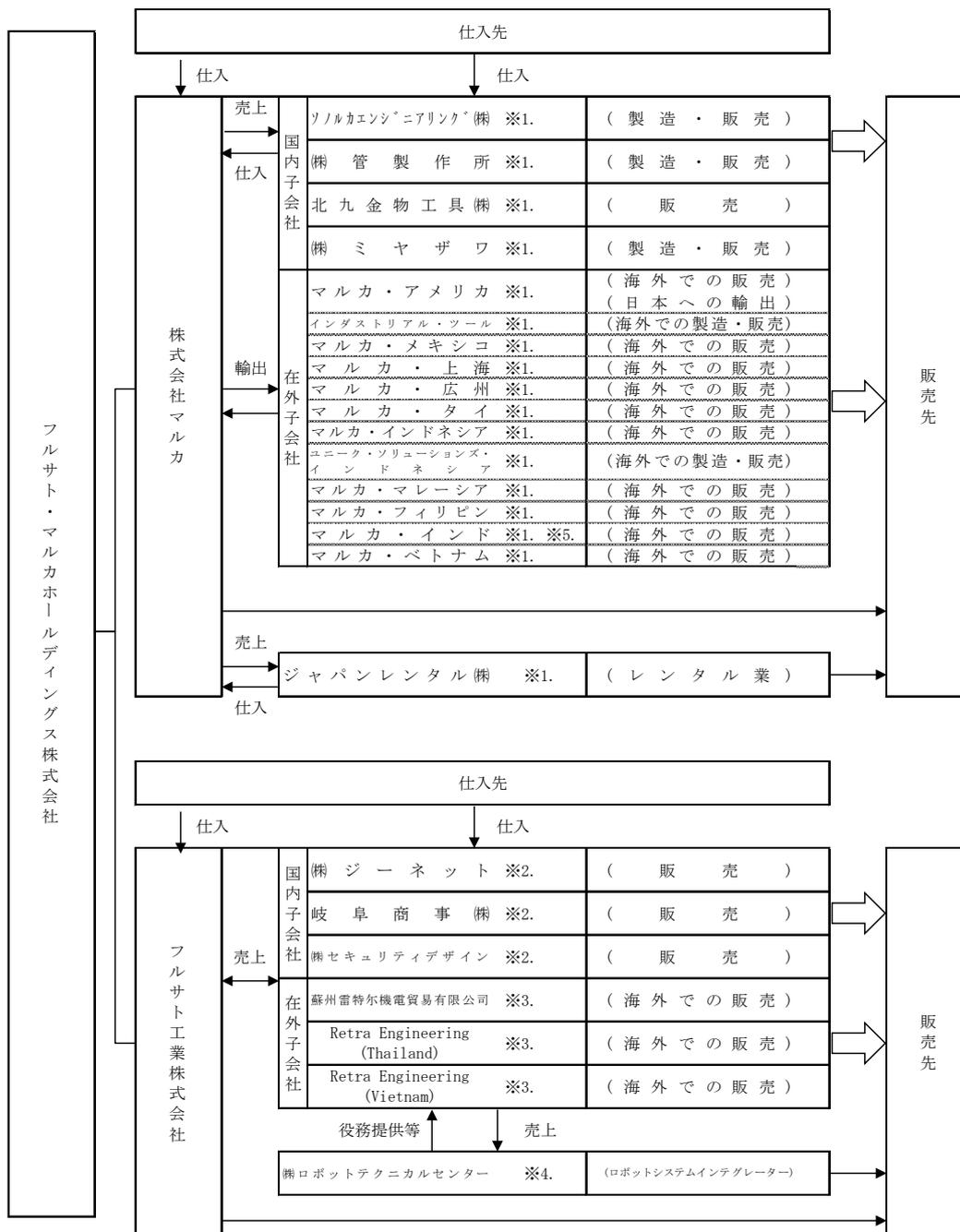
ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	フルサト・マルカホールディングス株式会社 (英文：MARUKA FURUSATO Corporation)
(2) 事業内容	産業機械及び機器工具販売等を営む子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業
(3) 本店所在地	大阪府中央区南新町一丁目2番10号
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長 飯田 邦彦 代表取締役社長 古里 龍平 取締役 竹下 敏章 取締役 山下 勝弘 取締役 難波 経久 社外取締役 小谷 和朗 社外取締役 中務 裕之 社外取締役 武智 順子 常勤監査役 大西 聡 社外監査役 疋田 鏡子 社外監査役 佐々木 康夫
(5) 資本金	5,000百万円
(6) 純資産(連結)	未定
(7) 総資産(連結)	未定
(8) 決算期	12月31日

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と当事会社2社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

当事会社2社は、2021年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。



- (注) 1 マルカの連結子会社
 2 フルサト工業の連結子会社
 3 フルサト工業の非連結子会社
 4 フルサト工業の持分法非適用関連会社
 5 現在清算手続き中であります。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) フルサト工業株式 会社	大阪市中央区	5,232	鉄骨建築関連資材 の販売 機械工具類の販売 鉄骨建築関連部材 の製造販売 これらに付帯する サービス業務等	100.0	5 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社マルカ	大阪市中央区	1,414	産業機械、建設機 械の販売	100.0	5 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 当事会社2社は、有価証券報告書の提出会社であります。
- 2 当事会社2社は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
- 3 本株式移転に伴う当社設立日(2021年10月1日)をもって、当事会社2社は、当社の完全子会社となり、当事会社2社は2021年9月29日をもって、上場廃止となる予定であります。
- 4 フルサト工業の資本金は2021年3月末時点、マルカの資本金は2021年2月末時点のものです。

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、当事会社2社は、当社の完全子会社となります。

当社の完全子会社となる当事会社2社の状況(フルサト工業においては2021年3月期末日(2021年3月31日)時点、マルカにおいては2020年11月期末日(2020年11月30日)時点(但し、当該日より後の時点の事実関係であることを明記した記載についてはその時点))は、以下のとおりです。

フルサト工業の概要

(i) 事業内容

フルサト工業の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) フルサト工業」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジーネット (注) 2. 3	大阪市中央区	420,665	機器・工具 機械・設備	100.0	フルサト工業の商品及び 岐阜商事株式会社の商品 の一部を販売し、フルサ ト工業及び岐阜商事株式 会社に対し一部商品を販 売している。 設備の賃貸 有 役員の兼任 有 資金援助 無
岐阜商事株式会社	岐阜県岐阜市	10,000	機器・工具	100.0	株式会社ジーネットの商 品の一部を販売し、株式 会社ジーネットに対し一 部商品を販売している。 設備の賃貸 有 役員の兼任 有 資金援助 無
株式会社セキュリティデ ザイン	東京都港区	100,000	機器・工具	80.0	フルサト工業及び株式会 社ジーネットに対し一部 商品を販売している。 設備の賃貸 有 役員の兼任 有 資金援助 無

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 フルサト工業の特定子会社であります。

3 株式会社ジーネットについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）のフルサト工業の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	51,766,018千円
	(2) 経常利益	999,842千円
	(3) 当期純利益	653,237千円
	(4) 純資産額	16,006,244千円
	(5) 総資産額	27,861,045千円

マルカの概要

(i) 事業内容

マルカの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(2) マルカ」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ソノルカエンジニアリン グ株式会社	大阪府大阪市中央 区	60,000	産業機械	82.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
株式会社管製作所 (注) 3	山形県天童市	248,120	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…有
北九金物工具株式会社	福岡県北九州市小 倉北区	10,000	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
ジャパンレンタル株式会 社	神奈川県川崎市川 崎区	55,000	建設機械	100.0	商品売買、建物及び土 地賃貸等 役員の兼務等…有 資金援助…有
株式会社ミヤザワ	長野県上伊那郡南 箕輪村	35,500	産業機械	85.9	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
マルカ・アメリカ (注) 3	アメリカ ミズーリ州	6,000 千US\$	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
マルカ・フィリピン	フィリピン マニラ	6,200 千P	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…無 資金援助…有
マルカ・マレーシア	マレーシア クアラルンプール	500 千RM	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
マルカ・タイ (注) 4	タイ バンコク	16,000 千B	産業機械	49.1	商品売買等 役員の兼務等…無 資金援助…無
マルカ・インドネシア	インドネシア ジャカルタ	820,000 千RP	産業機械	95.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…有
マルカ・広州	中国 広州	4,966 千元	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
マルカ・上海	中国 上海	3,219 千元	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…有
マルカ・インド	インド デリー	56,000 千INR	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…有
インダストリアル・ツール	アメリカ ミネソタ州	1 千US\$	産業機械	100.0 (100.0)	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無
マルカ・メキシコ	メキシコ アグアスカリエン テス州	4,100 千Mex\$	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…有
マルカ・ベトナム	ベトナム ハノイ	8,432 百万VND	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…無 資金援助…有
ユニーク・ソリューションズ・インドネシア	インドネシア ブカシ	23,000,000 千RP	産業機械	100.0	商品売買等 役員の兼務等…有 資金援助…無

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 上記子会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。

3 マルカの特定制子会社であります。

4 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5 海外子会社については、資本金又は出資金に資本剰余金を含みます。

6 マルカ・アメリカについては、マルカの連結売上高に占める売上高（連結会社間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,672,475千円
	(2) 経常利益	60,818千円
	(3) 当期純利益	29,070千円
	(4) 純資産額	2,098,830千円
	(5) 総資産額	4,773,773千円

7 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合の内数であります。

8 マルカの連結子会社であったマルカ・エクスポート・タイは、2021年4月5日付で清算手続きが終了しており、マルカの連結子会社ではなくなっております。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社との企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、当事会社2社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である当事会社2社との役員の兼任関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である当事会社2社とその関係会社との取引関係は、未定であります。

2 組織再編成の当事会社の概要

該当事項はありません。

3 組織再編成に係る契約等

(1) 株式移転計画の内容の概要

当事会社2社は、2021年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、当事会社2社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2021年5月7日開催の当事会社2社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、当事会社2社は、同日付で、共同株式移転の方法により当事会社2社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しております。

株式移転計画に基づき、フルサト工業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、マルカの普通株式1株に対して当社の普通株式1.29株をそれぞれ割当て交付いたします。株式移転計画に従い、2021年6月21日に開催されたフルサト工業の定時株主総会及び2021年7月16日に開催されたマルカの臨時株主総会において、それぞれ株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

フルサト工業株式会社（以下「フルサト工業」という。）及び株式会社マルカ（以下「マルカ」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、フルサト工業及びマルカは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「フルサト・マルカホールディングス株式会社」とし、英文では「MARUKA FURUSATO Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市中央区南新町一丁目2番10号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

代表取締役会長 飯田 邦彦

代表取締役社長 古里 龍平

取締役 竹下 敏章

取締役 山下 勝弘

取締役 難波 経久

取締役 小谷 和朗

取締役 中務 裕之

取締役 武智 順子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
常勤監査役 大西 聡
監査役 疋田 鏡子
監査役 佐々木 康夫
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるフルサト工業及びマルカの株主に対し、その所有するフルサト工業又はマルカの普通株式に代わり、(i)フルサト工業が基準時現在発行している普通株式数に1を乗じた数、及び(ii)マルカが基準時現在発行している普通株式数に1.29を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時におけるフルサト工業及びマルカの株主名簿にそれぞれ記載又は記録されたフルサト工業及びマルカの各株主（但し、会社法第806条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求するフルサト工業又はマルカの株主については、当該株主に代えて、フルサト工業の株式についてはフルサト工業が、マルカの株式についてはマルカが、株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) フルサト工業の株主に対しては、その所有するフルサト工業の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
 - (2) マルカの株主に対しては、その所有するマルカの普通株式1株につき、新会社の普通株式1.29株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
50億円
- (2) 資本準備金の額
12億5,000万円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. フルサト工業は、2021年6月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. マルカは、2021年7月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意により前二項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. フルサト工業は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. マルカは、2021年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. フルサト工業及びマルカは、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。但し、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日において、新会社の発行する普通株式が株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

フルサト工業及びマルカは、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、フルサト工業及びマルカは、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめフルサト工業及びマルカ協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

第12条（本計画の効力）

本計画は、(i)第7条に定めるフルサト工業及びマルカの株主総会のいずれかにおいて本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本株式移転につき必要な関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、フルサト工業又はマルカの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、フルサト工業及びマルカは、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、フルサト工業及びマルカが別途協議の上、合意により定める。

(以下、本頁余白)

本計画作成の証として、本書2通を作成し、フルサト工業及びマルカが記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月7日

大阪市中央区南新町一丁目2番10号
フルサト工業株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町二丁目2番5号
株式会社マルカ
代表取締役社長 飯田 邦彦

第1条（商号）

当社は、フルサト・マルカホールディングス株式会社と称し、英文ではMARUKA FURUSATO Corporationと表示する。

第2条（目的）

当社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の国内販売、輸出入貿易、リース、代理、仲介、古物売買の事業
 - 1-1 建築用資材
 - 1-2 金属加工機械、工作機械器具、同工具、油圧空圧機器、動力伝導装置、包装荷造機械、製缶機械、プラスチック加工機械、繊維機械、食料品加工機械、食品冷凍・冷蔵装置、ベアリング、搬送機器、同装置、自動立体倉庫、産業用ロボット、公害防止機器、溶接機械、工業炉
 - 1-3 土木建設機械、基礎工事用機械、荷役運搬機械、鉱山機械、採石機械、車両、船舶、発電機、電動機、立体駐車装置
 - 1-4 計量器、測定測量機器、試験器、医療用機械器具、精密機器
 - 1-5 自動車、二輪車、輸送用車両、その他輸送用機器ならびにその部品
 - 1-6 食料品、飲料品ならびにその原料、飼料、肥料、農水産物およびその加工品
 - 1-7 衣料品、寝具、家具、家庭用電気機械器具、住宅設備機器、コンピューター機器、通信機器、日用雑貨、スポーツ用品
 - 1-8 消防用設備機器、セキュリティシステム機器、電気・電子制御機器、電気機械器具、事務用機械器具
2. 前各号に関連する機械の設計および設置工事の請負、監理、賃貸、保守、管理、修理業
3. 建築用部材の製造
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業およびそれらの代理業、倉庫業ならびに通関業
5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業ならびに電気通信回線の販売および加入契約に関する媒介代理業
6. 有価証券の保有および運用
7. 不動産の賃貸借、売買、管理およびその仲介業ならびに建築工事の設計・監理および請負業
8. 次の各号に関する工事
 - (1) とび・土工事業
 - (2) 鋼構造物工事業
 - (3) 管工事業
9. 建築工事、機械器具設置工事および建具工事の設計、施工、管理、請負
10. 塗装工事の設計、施工、管理、請負
11. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
12. 建物の保安および清掃管理
13. 印刷機械の冷却循環装置および印刷機械周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入業
14. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング
その他ソフトウエアの企画、取得、保全、利用および販売業
15. 損害保険代理店業
16. 生命保険の募集業務
17. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

1. 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第三章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

第29条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第32条（常勤の監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第41条（期末配当および基準日）

当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として期末配当をすることができる。

第42条（中間配当および基準日）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

附則

第1条（最初の事業年度）

第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2021年12月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第28条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の総額は、年額230百万円以内とする。
2. 第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額26百万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

(1) 株式移転比率

会社名	フルサト工業	マルカ
株式移転比率	1	1.29

(注) 1 株式の割当比率

フルサト工業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、マルカの普通株式1株に対して当社の普通株式1.29株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当事会社2社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、フルサト工業又はマルカの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：25,587,817株

上記はフルサト工業の発行済株式総数14,574,366株（2021年3月31日時点）及びマルカの発行済株式総数9,327,700株（2021年2月28日時点）に基づいて記載しております。但し、当事会社2社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、本報告書提出日において保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、フルサト工業が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式55,412株及びマルカが2021年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式747,186株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により当事会社2社の株主の皆様へ割当てられる当社の株式については、2021年8月2日に東京証券取引所市場第一部に新規上場申請が行われました。当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、フルサト工業の株式を100株以上、又はマルカの株式を78株以上保有する等して、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受けるフルサト工業又はマルカの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるフルサト工業又はマルカの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、当社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能とする予定です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

当事会社2社は、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率の算定にあたり、株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、フルサト工業は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、マルカは野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を当事会社2社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

フルサト工業は、下記「④ 公正性を担保するための措置」の「i 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④ 公正性を担保するための措置」の「ii 独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びにフルサト工業及びそのアドバイザーがマルカに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、当事会社2社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転はフルサト工業の株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至りました。

マルカは、下記「④ 公正性を担保するための措置」の「i 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④ 公正性

を担保するための措置」の「ii 独立した法律事務所からの助言」に記載の弁護士法人北浜法律事務所からの法的助言、並びにマルカ及びそのアドバイザーがフルサト工業に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、当事会社2社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転はマルカの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、当事会社2社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当事会社2社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、当事会社2社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率1:1.29は妥当であり、本株式移転は当事会社2社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2021年5月7日に開催された当事会社2社の取締役会において本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに株式移転計画を共同で作成しました。

② 算定に関する事項

i 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券のいずれも、当事会社2社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ii 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当事会社2社について、当事会社2社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2021年5月6日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間の終値、3ヶ月間の終値及び6ヶ月間の終値に対する市場株価比率を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、当事会社2社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、当事会社2社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当事会社2社の間で創出される想定シナジー、当事会社2社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提としたフルサト工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、算定の際に前提としたマルカの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期及び2022年11月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法によるマルカの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.49～1.52
類似企業比較分析	0.96～1.70
DCF分析	1.07～1.59

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の算定に際し、当事会社2社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当事会社2社及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当事会社2社の財務予測に関する情報については、当事会社2社が2021年5月6日時点で得ることができる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、2021年5月6日までの上記情報を反映したものです。

野村證券は、本株式移転における株式移転比率について、当事会社2社の株式がともに東京証券取引所市場第一部に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、当事会社2社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッ

ド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、フルサト工業の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルカの普通株式1株に割り当てる当社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.49～1.54
類似会社比較法	0.78～0.94
DCF法	1.12～1.37

なお、市場株価平均法については、2021年5月6日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2021年4月26日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2021年4月7日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2021年2月8日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び2020年11月9日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、当事会社2社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当事会社2社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。野村證券の株式移転比率の算定は、2021年5月6日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、フルサト工業の財務予測その他将来に関する情報については、フルサト工業の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、マルカの財務予測その他将来に関する情報については、マルカの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い当事会社2社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした当事会社2社の事業計画には、当事会社2社による経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券が、DCF法による算定の前提とした2021年3月期から2024年3月期までのフルサト工業の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた首都圏の大型開発や民間企業設備投資の増加に伴い、鉄骨建築資材、機器工具及び機械設備の販売収益が拡大することを想定しており、前事業年度に比べて大幅な増益を見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2021年11月期から2025年11月期までのマルカの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年11月期において、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた顧客の設備投資が本格的に回復することで、前事業年度に比べて大幅な増益となることを見込まれております。また、2023年11月期において、日本、米州、中国、東南アジアの世界4極における人員配置を拡大し、エンジニアリング機能をより一層強化することで前事業年度に比べて大幅な増益となることを見込まれております。

③ 上場廃止となる見込みとその事由及び本持株会社の上場申請等

当事会社2社は、当社の株式について、東京証券取引所市場第一部に新規上場を行う予定です。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、当事会社2社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、2021年9月29日を目途にそれぞれ東京証券取引所市場第一部を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び当事会社2社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

フルサト工業及びマルカは、株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

i 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

フルサト工業は、フルサト工業の株主の皆様のために、当事会社2社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年5月6日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「② 算定に関する事項」の「ii 算定の概要」をご参照ください。

他方、マルカは、マルカの株主の皆様のために、フルサト工業及びマルカから独立した第三者算定機関である野村證券より、2021年5月6日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、

上記「② 算定に関する事項」の「ii 算定の概要」をご参照ください。

ii 独立した法律事務所からの助言

フルサト工業は、本株式移転の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、マルカは、本株式移転の法務アドバイザーとして、弁護士法人北浜法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び弁護士法人北浜法律事務所は、いずれも当事会社2社から独立しており、当事会社2社との間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、当事会社2社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違

(1) 未払いの剰余金の配当に関する利息

当社の定款には未払いの剰余金の配当には利息を付けない旨の定めが置かれる予定であります。これに対して、当事会社2社には同様の定めはありません。

(2) 単元未満株式の権利

当社の定款には、「当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。」旨の規定が置かれる予定であります。これに対し、当事会社2社には同様の定めはありません。

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

フルサト工業又はマルカの株主が、その有するフルサト工業の普通株式又はマルカの普通株式につき、フルサト工業又はマルカに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年6月21日に開催されたフルサト工業の定時株主総会及び2021年7月16日に開催されたマルカの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれフルサト工業又はマルカに対して通知し、上記定時株主総会又は臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、フルサト工業又はマルカが、それぞれ上記定時株主総会又は臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

フルサト工業

議決権の行使の方法としては、2021年6月21日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年6月18日17時45分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、フルサト工業に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、フルサト工業に対してその有する不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、フルサト工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

マルカ

議決権の行使の方法としては、2021年7月16日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年7月15日17時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、マルカに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネット等による議決権の行使は、マルカの指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱い、議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、マルカに対してその有する不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、マルカは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における当事会社2社の株主に割り当てられます。当事会社2社の株主は、自己のフルサト工業又はマルカの株式が記録されている振替口座に当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当事会社2社は、本報告書提出日現在において、新株予約権を発行しておりません。

また、当事会社2社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

7 組織再編成に関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、③フルサト工業においてはマルカの、マルカにおいてはフルサト工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、当事会社2社の本店にフルサト工業においては2021年6月4日より、マルカについては2021年7月1日よりそれぞれ備え置いております。その他に、④当事会社2社の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転の効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

①の書類は、2021年5月7日開催の当事会社2社の取締役会において承認された株式移転計画であります。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類はフルサト工業の2021年3月期又はマルカの2020年11月期の計算書類等に関する書類であります。④の書類は、フルサト工業の2021年3月期又はマルカの2020年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記①から③の書面の備置開始後、本株式移転の効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、当事会社2社の本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2021年3月31日（水）	定時株主総会基準日（フルサト工業）
2021年5月7日（金）	株式移転計画承認取締役会（当事会社2社）
2021年6月10日（木）	臨時株主総会基準日（マルカ）
2021年6月21日（月）	株式移転計画承認定時株主総会（フルサト工業）
2021年7月16日（金）	株式移転計画承認臨時株主総会（マルカ）
2021年9月29日（水）（予定）	東京証券取引所市場第一部上場廃止日（当事会社2社）
2021年10月1日（金）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
2021年10月1日（金）（予定）	当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当事会社2社で協議の上、合意の上で日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

フルサト工業又はマルカの普通株式の株主が、その有するフルサト工業又はマルカの普通株式につき、フルサト工業又はマルカに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ2021年6月21日に開催されたフルサト工業の定時株主総会及び2021年7月16日に開催されたマルカの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフルサト工業又はマルカに対し通知し、かつ、上記定時株主総会又は臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、フルサト工業又はマルカが、上記定時株主総会又は臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

当事会社2社は本報告書提出日現在において、新株予約権を発行しておりません。

また、当事会社2社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2 統合財務情報

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありますが、フルサト工業の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びにマルカの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もともと、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	142,694
経常利益（百万円）	4,707
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,826

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりであります。

① フルサト工業

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	94,109	98,881	107,873	104,619	89,478
経常利益 (百万円)	3,445	3,464	4,416	4,334	3,116
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,335	2,311	2,893	2,808	1,935
包括利益 (百万円)	2,738	2,759	2,302	2,288	2,809
純資産額 (百万円)	37,030	39,085	40,690	42,302	44,261
総資産額 (百万円)	60,046	63,283	66,988	67,083	66,512
1株当たり純資産額 (円)	2,554.28	2,696.12	2,806.90	2,908.60	3,036.29
1株当たり当期純利益 (円)	161.06	159.44	199.57	193.71	133.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.7	61.8	60.7	62.9	66.2
自己資本利益率 (%)	6.5	6.1	7.3	6.8	4.5
株価収益率 (倍)	10.5	11.4	8.1	7.4	10.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,978	1,590	3,757	4,750	4,644
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△554	△1,339	△1,216	△3,550	△2,561
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△892	△577	△796	△1,520	△873
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,637	11,312	13,056	12,883	14,093
従業員数 (人)	945	960	978	1,066	1,098
[外、平均臨時雇用者数]	[203]	[192]	[185]	[200]	[201]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第61期の期首から適用しており、第60期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 第60期以降の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式については、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有するフルサト工業株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

4. 第63期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第62期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

5. 新株予約権付社債等潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、記載しておりません。

② マルカ

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等の推移

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月
売上高 (千円)	47,708,125	52,363,926	64,511,712	69,197,820	53,216,846
経常利益 (千円)	1,709,866	2,095,316	2,850,232	2,741,484	1,591,660
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	929,787	1,235,606	1,922,413	2,694,593	891,526
包括利益 (千円)	250,400	1,692,106	1,662,541	2,542,615	712,441
純資産額 (千円)	18,681,395	19,861,871	21,073,967	23,248,506	23,159,683
総資産額 (千円)	37,321,876	41,531,876	49,012,834	51,528,590	42,630,626
1株当たり純資産額 (円)	2,099.67	2,254.59	2,428.89	2,676.84	2,692.84
1株当たり当期純利益 (円)	105.96	144.31	227.64	318.94	106.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.61	46.36	41.70	43.73	52.66
自己資本利益率 (%)	5.10	6.61	9.69	12.54	3.96
株価収益率 (倍)	13.34	14.96	9.86	7.25	18.55
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,246,716	743,855	2,727,280	△1,543,523	1,385,719
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,556	△1,671,035	△529,567	1,231,939	△1,194,985
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△356,146	△316,350	△921,940	△327,082	△394,423
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	9,398,534	8,144,107	9,424,194	8,772,289	8,564,088
従業員数 (人)	565	596	627	713	698

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第70期及び第71期連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託が保有するマルカ株式を含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

4. 第72期、第73期及び第74期連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託が保有するマルカ株式を含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

第3 発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)

該当事項はありません。

第二部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

前記「第二部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 沿革

2021年5月7日 当事会社2社は、当事会社2社のそれぞれの株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、本経営統合契約書の締結及び当事会社2社のそれぞれの取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。

2021年6月21日 フルサト工業は、その定時株主総会において、当事会社2社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当事会社2社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2021年7月16日 マルカは、その臨時株主総会において、当事会社2社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、当事会社2社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2021年10月1日 当事会社2社は株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる2社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）をご参照ください。

3 事業の内容

当社は、グループ内傘下子会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる当事会社2社の最近事業年度末日（フルサト工業は2021年3月31日、マルカは2020年11月30日）時点（但し、当該日より後の時点の事実関係であることを明記した記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりであります。

(1) フルサト工業

フルサト工業の企業集団は、フルサト工業株式会社、連結子会社3社、非連結子会社3社及び持分法非適用の関連会社1社で構成されており、主として鉄骨建築関連資材、機械工具類の販売、鉄骨建築関連部材の製造販売並びにこれらに付帯するサービス業務等を営んでおります。

フルサト工業グループの事業内容及びフルサト工業と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① 機器・工具セグメント

株式会社ジーネット、岐阜商事株式会社、株式会社セキュリティデザイン、蘇州雷特尔機電貿易有限公司（China）、Retra Engineering（Thailand）及びRetra Engineering（Vietnam）が製造業向けの機器・工具、住宅向けの機器等の販売をしております。

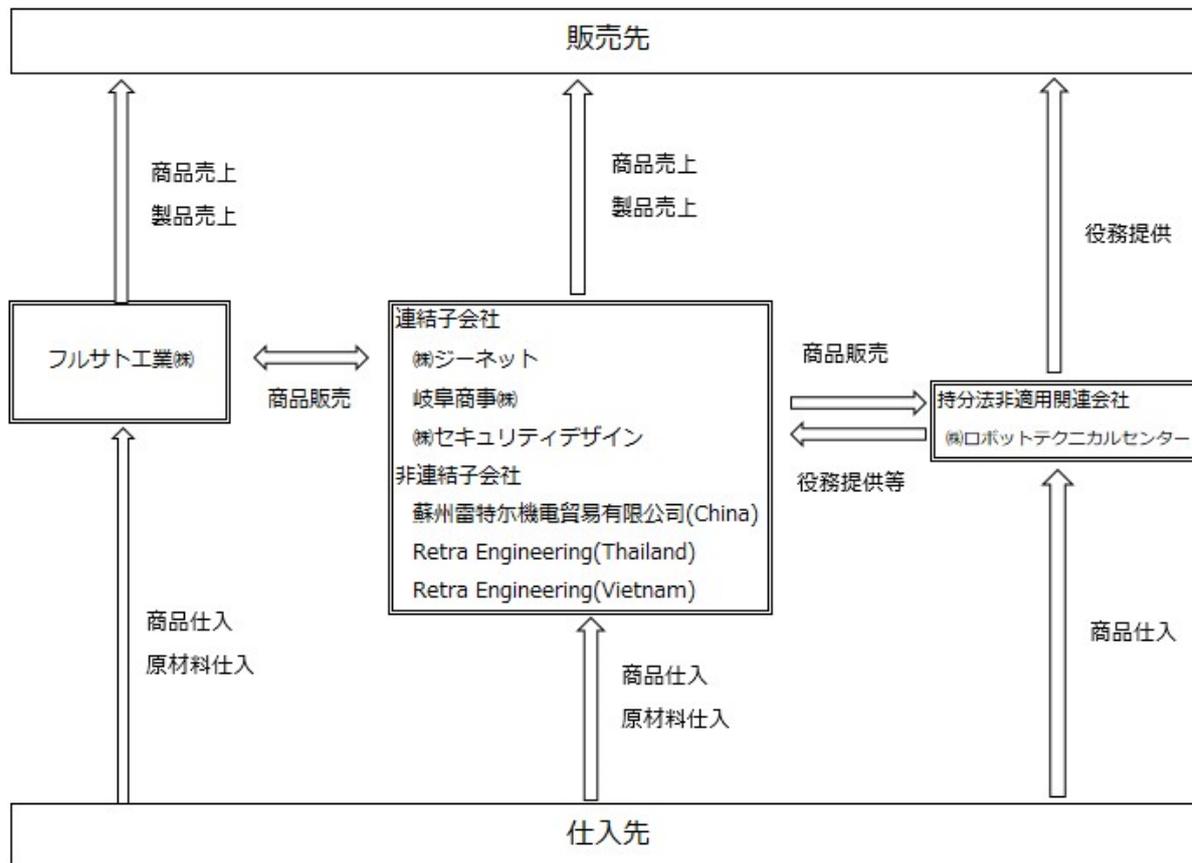
② 機械・設備セグメント

株式会社ジーネット、蘇州雷特尔機電貿易有限公司（China）、Retra Engineering（Thailand）、Retra Engineering（Vietnam）及び株式会社ロボットテクニカルセンターが工作機械、生産ライン設備等の販売をしております。

③ 建築・配管資材セグメント

フルサト工業が鋸螺類、金物類、溶接材料、管工機材等の販売、及びブレース等の製造販売をしております。

以上のフルサト工業グループについての事業系統図は以下のとおりであります。



(2) マルカ

マルカグループ（マルカ及びマルカの関係会社）は、マルカ及び連結子会社17社により構成されており、産業機械、建設機械の販売を主な事業内容としております。

マルカグループの事業内容及びマルカと関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

① 産業機械部門

マルカは、産業機械（工作機械、鍛圧機械等）を国内外の得意先に販売しております。

連結子会社であるマルカ・アメリカ、マルカ・メキシコ、マルカ・上海、マルカ・広州、マルカ・タイ、マルカ・インドネシア、マルカ・マレーシア、マルカ・フィリピン、マルカ・インド、マルカ・ベトナム及びユニーク・ソリューションズ・インドネシアは、それぞれの地域で産業機械の販売及びアフターサービスを行っており、マルカはそれぞれの会社と輸出及び輸入取引を行っております。なお、マルカ・インドは現在清算手続き中であり、また、マルカの連結子会社であったマルカ・エクスポート・タイは、2021年4月5日付で清算手続きが完了しており、マルカの連結子会社ではなくなっております。

連結子会社であるソノルカエンジニアリング株式会社は、プレス自動化装置の製造・販売を行っており、マルカは当該会社に資材を販売するとともに、その製品を仕入れております。また、インダストリアル・ツールは北米にある機械設備の自動化等のエンジニアリング会社であります。また、株式会社管製作所は専用機及び洗浄機の製造・販売を行っており、マルカは当該会社に資材を販売するとともに、その製品を仕入れております。また、北九金物工具株式会社は、主に製造業工場向けの機械工具及び付随する切削工具関連の消耗品を販売しております。また、株式会社ミヤザワは、主に食品機械製造、精密機械板金、精密部品加工等を事業としております。

② 建設機械部門

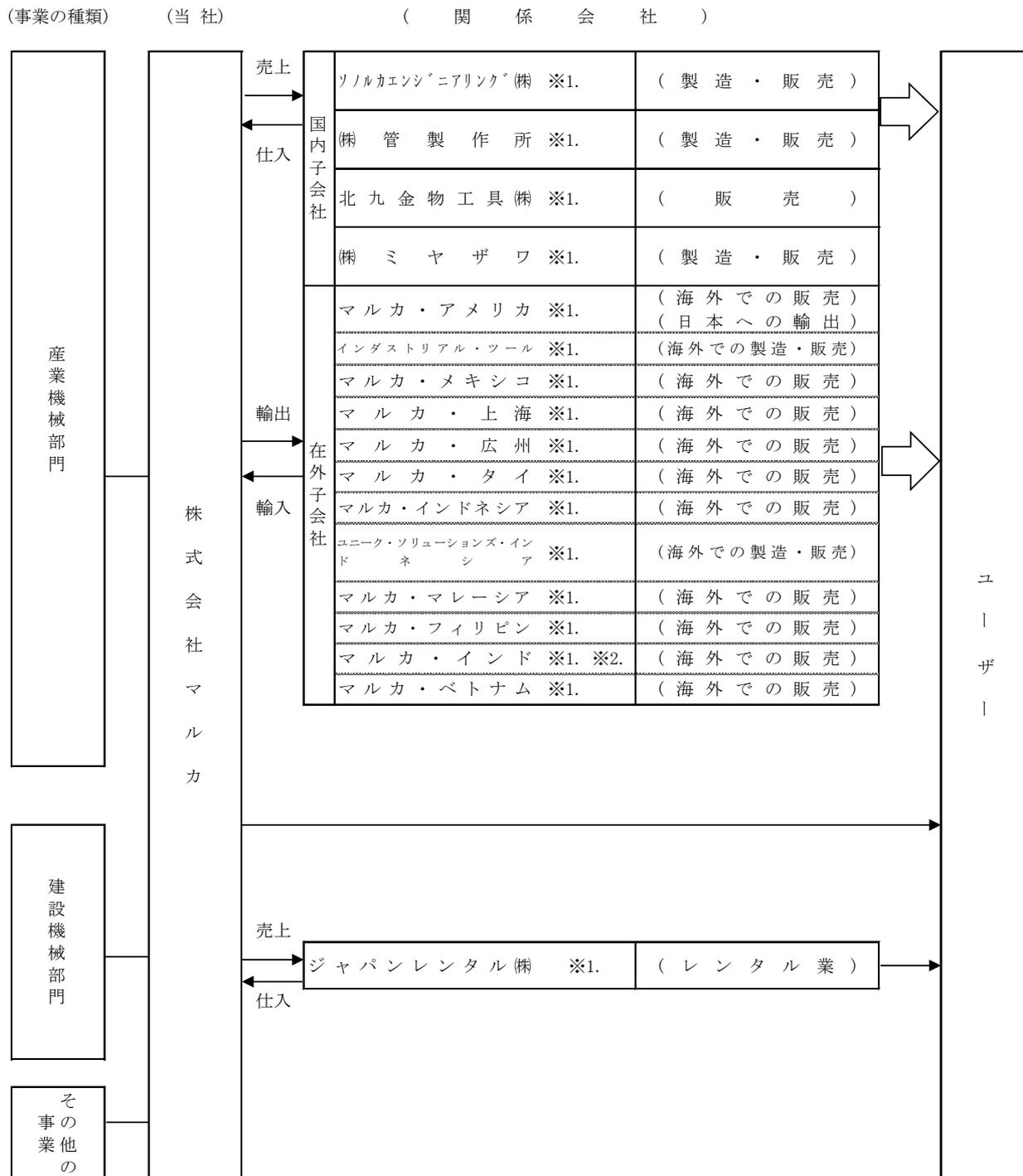
マルカは、建設機械（クレーン等）の販売とレンタルを行っております。

連結子会社であるジャパンレンタル株式会社は、建設機械のオペレーター付レンタルを行っており、マルカは当該会社に設備機械を販売するとともに、中古機械を仕入れております。

③ その他の事業

マルカは、保険の代理店業等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図で示すと次のとおりであります。



(注) ※1. 連結子会社

※2. 現在清算手続き中であります。

※3. マルカの連結子会社であったマルカ・エクスポート・タイは、2021年4月5日付で清算手続きが終了しており、マルカの連結子会社ではなくなっております。

4 関係会社の状況

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる当会社2社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 従業員の状況

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるフルサト工業の2021年3月31日現在における従業員の状況、及びマルカの2020年11月30日現在における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

① フルサト工業

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)	
機器・工具	483	(46)
機械・設備	82	(12)
建築・配管資材	533	(143)
報告セグメント計	1,098	(201)
合計	1,098	(201)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託・臨時・パート従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② マルカ

2020年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)	
産業機械	568	
建設機械	84	
報告セグメント計	652	
その他	3	
全社(共通)	43	
合計	698	

(注) 1. 従業員数は就業人員(マルカグループからグループ外への出向者を除き、グループ外からマルカグループへの出向者及び人材会社からの派遣社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数は除いております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の本報告書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

フルサト工業

フルサト工業株式会社、岐阜商事株式会社及び株式会社セキュリティデザインについて、該当事項はありません。

株式会社ジーネット従業員は、管理職を除きジーネット労働組合を結成しており、組合員数は271名ですが、上部団体には所属していません。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

マルカ

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる当事会社2社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

2 事業等のリスク

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当事会社2社の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により当事会社2社の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における当事会社2社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。当事会社2社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2021年10月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を当事会社2社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・何らかの事情により、株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) フルサト工業の事業等のリスク

フルサト工業グループは、事業活動に係るあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減していくため、2008年にグループ横断的な視点でリスクマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設け、主体的・自主的に対応できる体制を整備しています。毎年、年2回のリスク管理委員会を開催し、内部統制報告のほか、リスクカタログの見直し、危機管理対応、グループ会社におけるリスク管理状況等、リスク低減に関する施策を討議するとともに有効性に対する評価等を行い、その結果を取締役に報告しています。

フルサト工業グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

① 外部環境リスク

(ア) 設備投資の動向

フルサト工業グループはフルサト工業（建築・配管資材セグメント）、子会社 株式会社ジーネット（機器・工具セグメント、機械・設備セグメント）、岐阜商事株式会社（機器・工具セグメント）、株式会社セキュリティデザイン（同）で構成されており、その主要市場である民間の設備投資の動向は事業に影響を及ぼします。特に、鉄骨建築業界、工作機械業界、自動車業界、セキュリティ業界に関連する設備投資の動向については業績に影響を及ぼしうる主なリスクであると認識しております。

フルサト工業グループでは、設備投資に影響を及ぼす可能性のある経済状況の変化を注意深く見守り、状況に応じた対応が取れるように対策を行っております。建築・配管セグメントでは新商材の開発、機器・工具セグメントでは取扱商品の拡大、機械・設備セグメントではオリジナルロボット等の製品開発を進め、販売機会を増やすことで設備投資動向の影響を縮小してまいります。

(イ) 競争の激化

フルサト工業グループが関連するそれぞれの事業分野において、競合会社との競争激化により、業績に悪影響が出る場合があります。特に、価格競争の激化、低価格品等への需要シフト等をリスクと捉えております。

フルサト工業グループでは、各事業分野において高品質、高付加価値商品の提供等により常に競合優位を目指してまいります。建築・配管セグメントでは自動生産システムの導入を進め、品質を高めつつ、製品の生産効率を上げることで原価を低減させ価格競争力を高めております。機器・工具セグメントでは「かんたん解決カタログ」等のツールを用いて販売店とワークし、エンドユーザーのワークフローソリューションまで踏み

込んだ高付加価値の商品を提供することで、売価を下げることなく顧客満足を獲得してまいります。

(ウ) 戦略的投資

フルサト工業グループは、お客様のニーズの変化に対応して様々な製品・サービスを提供するために、必要に応じて製造・物流施設の高度化のほか、企業買収・提携、事業譲受等の戦略的投資を行っております。経営資源を有効に活用し、タイムリーに新技術・新製品を開発・販売する上で有効な手段と考えておりますが、様々な理由により、i) 検討における情報が十分でないこと等により、思い通りの戦略的投資にならない、ii) 当事者間で利害の不一致が起こることによる提携等の解消、iii) 事業、技術、製品及び人材等の統合について期待する成果や効果が得られない等の状況に陥るリスクが考えられます。

フルサト工業グループでは、多様化するニーズに柔軟かつ確実に対応していくために、戦略的投資は今後ますます重要性を増してくると考えております。多様化する投資案件について、資本コストも踏まえた財務的視点での妥当性、事業戦略視点での収益性や成長性リスク等の観点で投資計画の検証を行っております。プロジェクトチームを組成し、専門的なメンバーが事前に協議することにより経営戦略との整合性や投資効果を高め、投資判断のスピードと適格性の向上を図っております。

(エ) 人材の確保

フルサト工業グループの中長期的な成長は、従業員個々の力量に大きく依存します。i) 適切な時期に優秀な人材を計画通り確保できない、ii) 優秀な人材がグループ外へ流出してしまう等のリスクがあると考えております。

少子高齢化に伴う労働人口の不足、就職活動のIOT化等採用方法の変化等で人材獲得競争が激しくなり、計画通りの人材確保が難しくなっております。フルサト工業グループでは、IOTを積極的に活用した新卒採用だけでなく、専門性を持つ中途採用の強化を進めるほか、シニア労働力の活用にも取り組んでおります。また、業務の効率化、人事制度の見直し、福利厚生の実充等ワークライフバランスを支えるための職場環境改革を推進し、多様な労働力に対応できる仕組み作りを進めております。

② 事業運営リスク

(ア) 貸倒れ

フルサト工業グループは事業特性に適した手法を取り入れ、独自の債権管理を実施することで、貸倒れを未然に防いでおります。但し、建設業者の業績の影響を受け、貸倒れが増加する可能性や、また機械工具販売業者の業績動向によっても貸倒れが増加する可能性があり、業績へ直接的に影響を及ぼしうる主なリスクであると認識しております。

建築・配管セグメントの建築資材事業は全国の鉄骨建築業者等へ建築関連資材・部材を直接販売しており、売上債権が特定の少数の取引先に集中することが少ないため貸倒れリスクは分散されています。また配管資材事業は外部の信用補完機能を利用し、万一の貸倒れリスクに備えております。機器・工具、機械・設備セグメントは全国の機械工具販売業者等へ工業機器、工作機械等を販売しており、一社当たりの売上債権額が比較的大きいため個社別の債権管理を中心に行っております。加えて、販売先の数を増やし売上を分散させ、貸倒れリスクを最小限にするように努めております。

(イ) 情報セキュリティ

フルサト工業グループの情報セキュリティを構築する上で、i) 悪意を持った第三者による攻撃により、フルサト工業グループ各社のシステムの停止やセキュリティ上の問題・損害が発生する、ii) 攻撃により自社サーバが悪用され、意図せず他社を攻撃する等社会に悪影響を及ぼしグループの価値を毀損してしまう、iii) フルサト工業グループの商品に重大な情報セキュリティ問題が検出され、お客さまから排除される等ビジネス機会を損失する等をリスクとして想定しております。

フルサト工業グループでは、あらゆる脅威から情報資産を保護し、その機密性、完全性、可用性を維持すること、また万が一の事態が発生した場合は、影響を最小限にすることで事業の継続を保証し、損失を最小限にするために以下の対策を講じております。

- 1) 「情報セキュリティポリシー」「グループ情報システム管理規程」「情報システム運用管理要領」「パソコン管理要領」により、会社の情報資産に関する行動規範を規定し、一定水準の情報セキュリティ確保に努めております。また、社内研修等でセキュリティについての教育を施しております。
- 2) インターネットの接続点に関してファイヤウォール機能を設置し、不正アクセス等の監視の実施、各パソコン等の端末へのウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの強制配信、定期的なパスワード強制変更を実施しております。また万が一情報漏洩等が発生した場合は、操作ログ等で追跡確認できる体制を構築しております。

3) サーバ類はセキュリティ設備面や立地面で安全性、堅牢性の高いデータセンター内に設置しており、入退室管理、バックアップ処理等を実施しております。

(ウ) 製造物責任

フルサト工業グループが製造・販売する製品に、重大な安全性問題や環境問題等が発生することで、お客さまや社会からの信頼を失墜し、グループの価値や製品ブランドが毀損され、事業継承が困難になるリスクがあります。

製品の信頼性・安全性の向上に向け、工程管理、出荷管理、自主監査、外部監査等の十分なリスク管理の元に生産を行っております。また万が一、問題が発生した際に対応が迅速かつ確実に行われるよう、トレーサビリティ等の体制を整備しております。安全・環境法に準拠した製品を提供するため、適切な標準の制定、定期的な見直しを実施しております。

(エ) 労働災害

製造業務におけるはさまれ事故や営業業務における交通事故等が発生することで、人材の喪失、金銭面での補償や長年培ってきた信用の失墜等、業績へ影響を及ぼすリスクがあると考えております。

フルサト工業グループでは、製造業務において職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずるリスクアセスメントを実施し、機械・設備、作業行動や環境等について災害が発生しないよう事前に対策を講じています。営業業務においては交通事故対策を最優先課題に位置付けており、過去に発生した交通事故内容を分析し、特に発生率の過半を占める若年層営業担当への個別指導を徹底する等交通事故防止に取り組んでおります。

(オ) 製品・商品の長期供給の遅れ

大規模地震・津波、洪水、感染症の蔓延、サプライヤーの供給停止等の不測の事態により、製造や商品供給の遅延や停止、輸送機関の停止等が発生し、ビジネス機会を損失するリスクがあります。

仕入先が被災し、お客さまへの製品・商品の提供が止まることのないよう、原材料や在庫の確保、複数仕入先を選定する等、有事に備えた環境整備を行っております。

(カ) 公的な規制

フルサト工業グループでは事業活動を行う上で、i) 人事関係の各種コンプライアンス違反（ハラスメント、雇用関連、人権等）が発生した場合、社会的信頼を失墜し、事業に悪影響を及ぼすリスクがあります。ii) 各種環境関連法の違反が発生した場合、行政処分等による生産や営業への影響や課徴金の負担、刑事罰、社会信用の失墜等によるビジネスへの悪影響等、グループに甚大な被害を与えるリスクがあります。

フルサト工業グループでは、役職員が社会的責任を果たすために、法律や社会のルールを遵守しつつ高い倫理観を持って行動するという観点からグループ理念を定め、周知徹底を図っております。ハラスメント対策としましては、コンプライアンス研修の実施や、万が一被害にあったり、見聞きした場合の通報先としてコンプライアンスラインを設置しております。また定期的なアセスメントによる環境関連法の順守徹底とともに、規制の変化等へのタイムリーな把握・対応に努めております。

③ 会計制度リスク

(ア) のれん、固定資産の減損

フルサト工業グループは企業買収や事業譲受の際に発生したのれんや営業権、事業用の様々な有形固定資産及び無形資産を計上しております。これらの資産については、今後の業績計画との乖離や市場の変化等によって、期待されるキャッシュ・フローが生み出せない場合、フルサト工業グループの経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性が有ります。

「戦略的投資」に記載しましたとおり、プロジェクトチームが財務的視点での妥当性と事業戦略視点での収益性や成長性リスクの観点で投資計画の検証を行い、投資後は定期的な進捗モニタリングを実施し、事業を執行・管理する体制を整備しております。2019年12月に日本電産シンポ株式会社から譲受したリングコーン及びコロネット事業（営業権）についてはコロナ禍においても減損の兆候はなく、2020年3月に譲受したエンジニアリング・サービス事業（のれん）については減損の兆候はありましたが、減損損失の認識には至りませんでした。

(イ) 確定給付制度債務

フルサト工業グループは確定給付制度債務及び年金制度の資産に関し、一定の会計方針に基づいて給付費用を負担し、政府の規制に従って資金を拠出しております。本報告書提出日においては直ちに多額の資金は不要ですが、株式や債券市場の予測しえない市況変動により制度資産の収益性が低下すれば、追加的な資金拠出と費用負担が必要になるリスクがあります。

フルサト工業グループは政府の規制や人事制度を踏まえ、適宜制度の見直しを検討、実施しております。

④ 環境・災害リスク

(ア) 災害等による影響

フルサト工業グループは北海道から沖縄まで全国に事業拠点を有していることから、昨今の異常気象の影響や感染症等による被災懸念が高まっております。災害等(※)の発生により、グループ会社に家族を含む人的な損害、物的被害、ビジネス機会の喪失による財務的な被害が生じるリスクがあります。

(※) 自然災害(地震、津波、洪水、暴風雨、竜巻、大雪等)、事故(火災、爆発等)、感染症、事件(テロ、危険な社会運動等)

災害の発生を防ぎ、万が一災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるために、定期的に設備点検、防災訓練等を実施しております。また、被災時でも重要な事業を継続し、早期に事業復旧できるよう、営業所間の協力的体制構築等の準備を行っています。

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)対応につきましては、フルサト工業グループでは危機対策本部を設置し、全社員向けのマニュアルに沿った感染防止対策実施の徹底や、感染者が出た場合の事業継続体制の構築を図っております。訪問営業の制限や出張の自粛等により営業活動へ支障が出ていますが、リモート営業、WEB会議や自宅勤務等テレワークを励行し対応しております。

工作機械・FAシステム事業や機器工具事業では、自動車、半導体を中心に工場の稼働状況、設備投資意欲は戻りつつありますが、第四波の影響で消耗品の受注が鈍化しつつあり、面談の制約により商談の停滞も見込まれます。また自動車向け機械工具事業では航空機関連が大幅な減産を強いられており、設備投資の足踏みから専用機メーカーの受注も低迷しています。ワクチン接種が遅れることでコロナ禍が長期化する場合は展示会等の開催も中止せざるを得ず業績回復が遅れるリスクがあります。

住宅設備事業では集客イベントの自粛や、納品遅延や在庫減少による工事単価の低下、完工や着工遅れ等影響は多岐にわたります。長期化する場合「新しい生活様式」によって消費動向が大きく変動する可能性もあり、業績に影響を及ぼすリスクがあります。

建築配管資材事業では企業の設備投資計画の見直しや住宅需要低迷等が続いており、回復に至りません。長期化することで、一部主要商品の輸入に支障が出て、業績に影響を及ぼすリスクがあります。

セキュリティ事業では取扱う製品の大部分を海外からの輸入に依存しているため、世界的な感染拡大が収束せず、製品輸入に支障をきたす場合には、業績に影響を及ぼすリスクがあります。

今後の感染状況やワクチン接種状況次第ではグループの事業活動と経営成績に影響を及ぼす可能性がありますが、新商材の開発や取扱商品の拡大、半導体や医療機器産業等への販路拡大等業績へのマイナス影響を抑えつつ、ロボットビジネスや自動化ビジネス、顔認証システム販売の強化等、コロナ禍後を見据えた事業の拡大に取り組んでおります。

(3) マルカの事業等のリスク

マルカの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、マルカの経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況(以下本(3)において「経営成績等」という。)に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

マルカグループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。また、これらの他にも様々なリスクが存在しており、ここに記載したリスクがマルカのすべてのリスクではありません。

① 営業上極めて重要な情報が漏洩するリスク

マルカグループは、業務遂行上、顧客や仕入先の生産や開発情報あるいは商品や価格情報を、あらゆる場面で情報伝達を行っておりますが、これらの営業上極めて重要な情報が、不測の事態により漏洩する事故、事件が発生した場合には、マルカグループの信頼の低下や損害賠償請求等が発生することが想定され、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

② コンプライアンスに関するリスク

マルカグループは各種法令、規制等に違反しないよう、コンプライアンス体制の強化を進めておりますが、業務遂行にあたり不適切な行為、若しくは企業倫理に反する行為等が発生した場合、マルカグループの信頼を失う

ことにより経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

③ 海外事業取引におけるカントリーリスク

マルカグループは、グローバルな営業展開を行っており、外国政府による法律規制、政治・経済状況の激変、テロ、戦争、災害等の海外事業特有のカントリーリスクにより、経営成績等が左右される可能性があります。

④ 為替変動リスク

マルカは輸出取引が主要事業の1つであり、外貨建の取引について為替変動リスクにさらされております。これらのリスクを軽減するために、「外貨建て取引に関する規程」のもと、為替予約取引を利用しております。

また、マルカグループは海外においても事業を展開しており、各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。その結果、円と現地通貨との間の為替変動は、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

⑤ 労働災害発生リスク及び自然災害リスク（危機管理）

労働契約上の安全配慮義務違反や不法行為責任等に基づく損害賠償義務を負う可能性があり、マルカグループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

マルカグループの営業拠点が所在する地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

⑥ 保有有価証券等の株価変動リスク

マルカグループは市場性のある有価証券を保有しておりますが、株式相場の大幅な下落が続き時価が取得原価に比べて著しく下落して回復の可能性が認められない場合は、保有有価証券の減損処理を行うため経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

⑦ 固定資産の減損及びたな卸資産の評価損のリスク

「固定資産の減損に係る会計基準」により、マルカグループが保有する固定資産の帳簿価額を減額しなければならない可能性があります。また、滞留在庫の発生や販売価格の大幅な下落により、たな卸資産の評価損が発生する可能性があります。こうしたリスクへの対応として、在庫機取得時の査定能力の向上と「棚卸評価処理細則」及び「固定資産減損処理基準」の設定に取り組んでおります。

⑧ 情報システム及び情報セキュリティに関するリスク

マルカグループは担当部を設け、IT環境及びITシステムの安全性及び情報セキュリティ強化に努めておりますが、予期できないシステム障害や経営にかかわる機密情報の破壊・窃取等により、マルカグループの事業、経営成績等に悪影響を与える可能性があります。

⑨ 風評被害のリスク

インターネットの普及により、事実無根の誹謗、中傷によりマルカの株価、信用に重要な影響を与える可能性があります。

⑩ 株式の買占めリスク

マルカ株式の大量買付行為により、マルカは他社から買収され、経営戦略の変更及び取締役や従業員の異動等により、マルカグループの事業及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

マルカは、本報告書提出日において敵対的買収防衛策の導入は行っておりませんが、濫用的買収者から株主の利益を守ることは会社の経営上重要な事項と認識しており、継続的な検討を行っております。

⑪ 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

(ア) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が中止・延期になるリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や資金面での問題等の理由から、実施中若しくは予定している売上が中止、延期になる状況が発生又は長期化した場合、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(イ) 従業員が新型コロナウイルスに感染するリスク

マルカグループは、国及び地方公共団体が示す方針及び要請に従い、新型コロナウイルスの感染予防並びに感染拡大防止措置を冷静かつ慎重に講じております。具体的には、うがい・手洗いの徹底、消毒液による

消毒の励行、マスク着用の励行、在宅勤務、時差出勤、時間短縮勤務、直行直帰（営業職）体制、不要不急の出張やお客様訪問の抑制、施設の出入り制限、サーマルカメラ設置等、マルカグループの実情に照らし可能な対応を行っております。しかし、マルカグループの従業員でクラスター感染が発生し、業務の継続が長期にわたり困難になった場合、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

⑫ 税務上のリスク

マルカグループは、各国の税法に準拠して税額計算し、適正な形で納税を行っております。なお、適用される各国の移転価格税制等の国際税務リスクについて細心の注意を払っておりますが、税務当局との見解の相違等により、結果として追徴課税が発生する可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、税務に関する最新の情報を社内外から入手し、外部専門家の助言も受けながら対応していく体制を整えております。

⑬ 事業活動に関連する訴訟リスク

マルカグループの事業活動に関連して納期遅延、生産遅延及び機械の基本動作欠如等のトラブルや問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償請求又は訴訟が提起される可能性があります。これらの訴訟内容により、マルカグループの社会的信用及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、取引するにあたり法務部による事前の契約書審査、仕様書に基づく動作確認を行い、不具合の未然防止に取り組んでおります。

⑭ 与信リスク

取引先の財政状態の悪化や経営破綻等が生じた場合には、マルカグループの事業活動に大きな支障が生じ、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

こうしたリスクへの対応として、定期的な信用調査や、貸倒引当金の計上、「販売管理規程」の遵守の徹底等、信用リスク管理のための施策を講じております。

⑮ 子会社管理リスク

マルカは子会社の設立や取得については、十分な事前調査を実施した上で実行しておりますが、当初期待したとおりの成果が上がらず長期にわたり業績が低迷した場合、撤退や縮小、出資の減損処理が必要となる可能性があります。マルカは、現地責任者のマネジメント能力向上等を図ることでリスクの軽減に努めておりますが、これらのリスクが顕在化した場合、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

4 経営上の重要な契約等

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の経営上の重要な契約等の概要につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

5 研究開発活動

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の研究開発活動の概要につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の設備投資等の概要につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

2 主要な設備の状況

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の主要な設備の状況につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる当事会社2社の設備の新設、除却等の計画につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

第4 上場申請会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

2021年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

① 株式の総数

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 発行済株式

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	25,587,817 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 2	完全議決権株式であり、剰余金の配当に 関する請求権その他の権利内容に何ら限 定の無い、当社における標準となる株式 であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数 は100株であります。
計	25,587,817	—	—

(注) 1 2021年10月1日に予定する本株式移転の効力発生に伴い当社が発行する予定の新株式数であり、フルサト工業の普通株式の発行済株式総数14,574,366株(2021年3月31日時点)及びマルカの普通株式の発行済株式総数9,327,700株(2021年2月28日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、当事会社2社は、基準時までそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、2021年3月31日時点でフルサト工業が保有する自己株式55,412株及び2021年2月28日時点でマルカが保有する自己株式747,186株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、フルサト工業又はマルカの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当事会社2社の上記自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

2 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 新株予約権等の状況

① ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

② ライツプランの内容

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

2021年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年10月1日	普通株式 25,587,817 (予定)	普通株式 25,587,817 (予定)	5,000	5,000	1,250	1,250

(注) フルサト工業の普通株式の発行済株式総数14,574,366株(2021年3月31日時点)及びマルカの普通株式の発行済株式総数9,327,700株(2021年2月28日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、当事会社2社は、基準時までそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、2021年3月31日時点でフルサト工業が保有する自己株式55,412株及び2021年2月28日時点でマルカが保有する自己株式747,186株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、フルサト工業又はマルカの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当事会社2社の上記自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(4) 所有者別状況

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる当事会社2社の所有者別状況については、以下のとおりであります。

① フルサト工業

普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	22	24	233	81	1	4,074	4,435	—
所有株式数 (単元)	—	31,874	1,863	54,367	11,504	5	45,777	145,390	35,366
所有株式数の割合 (%)	—	21.92	1.28	37.40	7.91	0.00	31.49	100	—

(注) 1 自己株式55,412株は「個人その他」に554単元、「単元未満株式の状況」に12株含まれております。

2 「その他法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、40単元含まれております。

② マルカ

普通株式

2021年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	18	64	49	1	5,494	5,644	—
所有株式数 (単元)	—	21,984	2,301	18,717	18,251	1	31,990	93,244	3,300
所有株式数の割合 (%)	—	23.58	2.47	20.07	19.57	0.00	34.30	100	—

(注) 1 自己株式747,331株は「個人その他」に7,473単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。

2 当該自己株式数には、役員向け株式給付信託及び従業員株式給付信託の信託財産として保有する当社株式は含まれておりません。

(5) 大株主の状況

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるフルサト工業においては2021年3月31日現在の、マルカにおいては2021年5月31日現在の株主の状況等に基づき、株式移転比率を勘案した当社の2021年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2021年10月1日時点（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社エフアールテイ	兵庫県芦屋市月若町7番3-14	2,753,861	10.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,171,054	4.6
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,036,790	4.1
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED（常任代理人 立花証券株式会社）	P.O BOX 309 UGLAND HOUSE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY 1-1104, CAYMAN ISLANDS（東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14）	1,010,973	4.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	860,309	3.4
コベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港2丁目2-1	766,260	3.0
株式会社不二越	東京都港区東新橋1丁目9-2	743,040	2.9
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	562,843	2.2
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC 2P 2HD, ENGLAND（東京都港区港南2丁目15-1）	552,546	2.2
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	516,000	2.0
計	—	9,973,676	39.0

(6) 議決権の状況

① 発行済株式

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる当事会社2社の議決権の状況は下記のとおりであります。

フルサト工業

2021年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 55,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,483,600	144,836	—
単元未満株式	普通株式 35,366	—	—
発行済株式総数	14,574,366	—	—

総株主の議決権	—	144,836	—
---------	---	---------	---

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権40個)及び「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式23,200株(議決権232個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式12株が含まれています。

マルカ

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 747,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,577,100	85,771	—
単元未満株式	普通株式 3,300	—	—
発行済株式総数	9,327,700	—	—
総株主の議決権	—	85,771	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式86,200株(議決権の数862個)及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式136,800株(議決権の数1,368個)を含めております。

② 自己株式等

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転の効力発生日である2021年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる当事会社2社の自己株式については、以下のとおりであります。

フルサト工業

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フルサト工業株式会社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号	55,400	—	55,400	0.38
計	—	55,400	—	55,400	0.38

マルカ

2021年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルカ	大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番5号	747,300	—	747,300	8.01
計	—	747,300	—	747,300	8.01

(注) 役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式は、上記の自己保有株式には含めておりません。

2 自己株式の取得等の状況

株式の種類等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1) 株主総会決議による取得の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 取締役会決議による取得の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 配当政策

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社は新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2021年10月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、期末配当は株主総会の決議とし、中間配当は取締役会の決議によるものとする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年12月31日、中間配当については毎年6月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化は内部統制機能や経営監督機能を確保し、取締役会における意思決定の透明性と公正性、並びに業務執行の有効性・効率性を高めるものであり、ステークホルダーに対して説明責任を果たす上でも不可欠なものとして位置付けています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(ア) 企業統治の体制の概要

i. 取締役会

当社の取締役会は8名の取締役で構成され、うち3名は社外取締役となる予定です。

取締役会は毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上にて的確かつ迅速に意思決定を行います。また、取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定するとともに、業績の進捗についても議論し対策等を検討します。

ii. 監査役会

監査役会は3名の監査役で構成され、2名が社外監査役で1名が常勤監査役となる予定です。

監査役の活動は、取締役会に出席し、取締役の職務執行並びに当社の業務や財政状況の監査を実施します。また、代表取締役との意見交換会、決裁書類その他重要な書類の閲覧・監視等を行います。

(イ) 当該体制を採用する理由

社外取締役3名及び社外監査役2名は、独立役員として指名し、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会等にも出席し、経営監視の実効性を高めます。このように社外取締役及び社外監査役が独立・公正な立場で、経営陣の職務執行状況を監視・監督するガバナンス体制を整えることが必要と考え、上記の体制とする予定です。

なお、会社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係、資本的な関係又は取引その他の利害関係はありません。

③ 企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

(基本的な考え方)

会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他の環境の変化に応じて適宜見直しを行い、その改善・充実を図っていくことを内部統制システムに関する基本的な考え方とします。

(整備の方針)

- i. 当社は新設会社であるため、未定であります。
- ii. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、企業理念、行動規範、企業行動指針、企業倫理、社内外通報体制を記載した冊子を作成し、グループ企業を含めた全社員に配布し啓蒙に努めます。
- iii. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理については、重要会議での議事録、稟議書や契約書等情報等の種類ごとに、各担当部署にて適正に保存及び管理する体制を整えます。
- iv. 損失の危機管理に関しては、社内にあるリスクの洗い出しを行い、重要リスクについては適正な対策を講じる体制の整備を進めます。
- v. 取締役の職務の執行体制については、定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会規定により定める事項及びその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、重要事項の決定を行います。
- vi. 監査役の監査が実効的に行われる体制として、監査役と内部監査室は監査報告書閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図ります。また、監査役と会計監査人は定期的に情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査のできる体制を確保します。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

コンプライアンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置付けており、自社で作成したコンプライアンスマニュアルを社員に配布して、社内研修等を通じて、啓蒙・強化推進を図ります。リスクマネジメントについては、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの洗い出し、問題点、対応策について協議し、リスク管理体制の推進を図ります。

(ウ) 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、以下の体制をとる予定です。

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めるとともに、子会社の業務及び取締役の職務の執行に係る状況を定期的に取り締役会又は経営会議において報告を求めます。

グループ各社が定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、グループ各社のリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行います。子会社は、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告します。

(エ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られる予定です。

(オ) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めます。

(カ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めます。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めます。

(キ) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めます。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(ク) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めます。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(ケ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる旨定款に定めます。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(コ) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めます。これは、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(サ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めず。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(シ) その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 役員状況

① 役員一覧

2021年10月1日に就任を予定している当社の役員状況は、以下のとおりであります。

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するフルサト工業の普通株式数(株) (2) 所有するマルカの普通株式数(株) (3) 割り当てられる当社の普通株式数(株) (注5)
代表取締役会長	飯田 邦彦	1956年12月10日生	1980年4月 株式会社マルカ入社 2008年12月 同社 理事 2009年12月 同社 管理副本部長 2012年12月 同社 執行役員 2013年2月 同社 取締役兼執行役員 同社 管理本部長 2018年4月 同社 最高財務責任者(CFO) 2019年2月 同社 取締役兼常務執行役員 2020年3月 同社 取締役兼副社長執行役員 2021年2月 同社 代表取締役社長(現任) 同社 最高経営責任者(CEO)(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社代表取締役会長(就任予定)	(注)3	(1) - (2) 6,800 (3) 8,772
代表取締役社長	古里 龍平	1962年9月15日生	1985年9月 フルサト工業株式会社入社 1995年6月 同社 取締役業務総括部長 1997年4月 同社 常務取締役業務本部長兼業務総括部長 2000年4月 同社 代表取締役専務取締役 2004年6月 同社 代表取締役社長(現任) 株式会社ジーネット代表取締役社長(現任) 2007年10月 岐阜商事株式会社代表取締役会長 2016年11月 株式会社セキュリティデザイン取締役会長 2021年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社代表取締役社長(就任予定)	(注)3	(1) 401,500 (2) - (3) 401,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するフルサト工業の普通株式数(株) (2) 所有するマルカの普通株式数(株) (3) 割り当てられる当社の普通株式数(株) (注5)
取締役	竹下 敏章	1953年11月15日生	1976年4月 株式会社マルカ入社 2001年12月 同社 執行役員 2004年2月 同社 取締役 2005年4月 同社 産業機械本部長 2007年2月 同社 取締役兼常務執行役員 2011年2月 同社 代表取締役社長 2017年2月 同社 最高経営責任者(CEO) 2021年2月 同社 代表取締役会長(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注)3	(1) - (2) 55,300 (3) 71,337
取締役	山下 勝弘	1968年8月6日生	1991年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1999年3月 同行 京都法人営業第1部グローバル大企業ライン部長代理 2004年6月 同行 香港九龍支店 アシスタント・ゼネラル・マネージャー 2006年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 グローバル・マーケット本部 Vice President 2008年1月 同社 投資銀行部門事業法人オリエント・ネーション部Director 2015年9月 フルサト工業株式会社入社(顧問) 2016年6月 同社 専務取締役(現任) 2016年6月 株式会社ジーネット取締役(現任) 2016年11月 株式会社セキュリティデザイン専務取締役(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注)3	(1) 2,600 (2) - (3) 2,600
取締役	難波 経久	1956年12月1日生	1979年4月 株式会社マルカ入社 2006年12月 同社 執行役員 同社 大阪産機本部長 2009年12月 マルカ・広州董事長 マルカ・上海董事長総経理 2011年2月 株式会社マルカ 取締役兼執行役員 2012年12月 同社 中国営業統括 2015年2月 同社 産業機械副本部長 2016年3月 マルカ・上海董事長 2017年12月 北九金物工具株式会社 代表取締役(現任) 2019年12月 株式会社マルカ 取締役兼常務執行役員(現任) 同社 産業機械本部長(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注)3	(1) - (2) 5,800 (3) 7,482

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するフルサト工業の普通株式数(株) (2) 所有するマルカの普通株式数(株) (3) 割り当てられる当社の普通株式数(株) (注5)
取締役	小谷 和朗	1951年9月15日生	2009年6月 ナブテスコ株式会社執行役員 2010年6月 同社 取締役企画本部長 2011年6月 同社 代表取締役社長、最高経営責任者(CEO) 2017年6月 同社 取締役会長 2019年2月 株式会社マルカ社外取締役(現任) 2019年4月 ナブテスコ株式会社非常勤相談役 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役	中務 裕之	1957年12月21日生	1981年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1984年9月 公認会計士登録 1988年10月 税理士登録 1989年11月 中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務所代表(現任) 2007年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2007年7月 日本公認会計士協会副会長 2009年6月 株式会社大阪証券取引所社外監査役 2012年2月 フルサト工業株式会社社外監査役 2013年1月 株式会社日本取引所グループ社外取締役 2015年6月 日本合成化学工業株式会社社外監査役 2015年6月 フルサト工業株式会社取締役(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役	武智 順子	1971年12月28日生	1999年4月 司法修習修了 大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所 2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所所属 2006年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員(現任) 2012年4月 学校法人聖母被昇天学院評議員 2014年6月 フルサト工業株式会社取締役(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社取締役(就任予定)	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
監査役	大西 聡	1956年10月23日生	1979年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)入行 2008年5月 フルサト工業株式会社入社管理本部長 2008年6月 同社 取締役管理本部長 2010年6月 同社 常務取締役管理本部長兼総務部長 2011年6月 株式会社ジーネット取締役管理本部長 2013年6月 同社 常務取締役管理本部長 2016年11月 株式会社セキュリティデザイン監査役(現任) 2017年6月 フルサト工業株式会社常勤監査役(現任) 2017年6月 岐阜商事株式会社監査役(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社監査役(就任予定)	(注) 4	(1) 4,400 (2) - (3) 4,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するフルサト工業の普通株式数(株) (2) 所有するマルカの普通株式数(株) (3) 割り当てられる当社の普通株式数(株) (注5)
監査役	疋田 鏡子	1964年12月19日	1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1995年8月 公認会計士登録 2019年7月 疋田公認会計士事務所を開設(現任) 2021年2月 株式会社マルカ社外監査役(現任) 2021年4月 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社監査役(就任予定)	(注)4	(1) - (2) - (3) -
監査役	佐々木 康夫	1957年1月23日	1979年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2003年1月 同社 経理部企画室室長 2004年7月 タイ国トヨタ自動車 上級副社長 2008年1月 トヨタ自動車株式会社 グローバル監査室室長 2009年1月 フタバ産業株式会社 執行役員 2009年6月 同社 常務取締役 2012年6月 同社 専務取締役 2014年6月 同社 代表取締役専務執行役員 2015年6月 プライムアースEVエナジー株式会社 代表取締役副社長(現任) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社監査役(就任予定)	(注)4	(1) - (2) 3,100 (3) 3,999
計					(1) 408,500 (2) 71,000 (3) 500,090

- (注) 1 取締役 小谷和朗氏、中務裕之氏及び武智順子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 疋田鏡子氏及び佐々木康夫氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2021年10月1日である当社設立日より、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2021年10月1日である当社設立日より、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有するフルサト工業の株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、所有するマルカの株式数は、2021年2月28日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割り当てられる株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して算出してあります。よって、実際に当社が設立される日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 6 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

(ア) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当社は、取締役8名のうち3名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役とする予定であります。

社外取締役小谷和朗氏と当社との間には特別な利害関係が生じる予定はありません。同氏は、ナブテスコ株式会社の取締役社長、取締役会長を務められ、企業経営全般に携わった経験を活かして、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制の強化が規定でき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

社外取締役中務裕之氏と当社との間には特別な利害関係が生じる予定はありません。同氏は、過去において日本合成化学工業株式会社の社外監査役を務めておりましたが、同社と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、適切かつ有効な助言及び指導をしていただけると判断しております。

社外取締役武智順子氏と当社との間には特別な利害関係が生じる予定はありません。同氏は、過去において学校法人聖母被昇天学院の評議員を務めておりましたが、同法人と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しておられ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

社外監査役正田鏡子氏と当社との間には特別な利害関係が生じる予定はありません。同氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しております。同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、客観的かつ独立した立場から、その専門知識及び見識を、経営全般の監督と適正な監査活動に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

社外監査役佐々木康夫氏と当社との間には特別な利害関係が生じる予定はありません。同氏は、トヨタ自動車(株)及びフタバ産業(株)における豊富な経験を通じて、業界及び経営に対する高い見識を有しており、業務執行から独立した公正で客観的な立場から、その見識を経営全般の監督と適正な監査活動に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(イ) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針

当社は新設会社であるため、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針については特別定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に予定します。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は監査役会において内部監査室長から内部監査の方針と実施計画や上期・下期の年2回内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書・フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図る予定です。

社外取締役と監査役及び子会社監査役は定期的に懇談会を開催し、内部監査の方針・実施計画・内部監査結果及び会計監査人の監査計画・四半期レビュー報告・監査報告についての情報を共有することにより相互連携を図る予定です。

(3) 監査の状況

① 監査役監査の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

なお、当事会社2社の監査役監査の状況については、以下のとおりであります。

フルサト工業

監査役会

フルサト工業は監査役会設置会社であり、監査役は社外監査役2名を含む3名が選任され、内1名による常勤体制を取っており、取締役の経営判断、職務執行にあたり主として適法性の観点から厳正な監査を実施しております。

監査役の選任にあたっては、上記のとおり監査役としての適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する知識を有する候補者を選任するほか、職務執行者からの独立性確保等、監査役としての適格性を考慮するとともに、社外監査役候補者は、独立性に問題がないことを確認して選任する方針としており、監査役候補者のうち、少なくとも1名は財務・会計に関して十分な知見を有している者といたします。

監査役会は月1回開催する他必要に応じて随時開催されます。第63期事業年度において監査役会は、計15回開催しました。

3名の監査役の経歴及び監査役会への出席回数は次のとおりであります。

役職名	氏名	経歴	出席回数
常勤監査役	大西 聡	金融機関における長年の経験により、財務、会計に関する相当の知見を有しております。	15回
社外監査役	岩城 本臣	弁護士としての長年の経験により、専門的見地及び幅広い見識を有しております。	15回
社外監査役	日根野 文三	公認会計士、税理士としての長年の経験により、財務、会計に関する相当の知見を有しております。	15回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備、運用状況、会計監査人の評価、選解任、報酬同意、監査の方法及び結果の相当性等です。

また、監査役会では、常勤監査役からの活動報告や取締役、部門責任者からの業務執行状況のヒアリング、半期毎に代表取締役、社外取締役との意見交換会を実施する等、取締役の職務の執行状況を監視し、経営監視機能を果たしています。

常勤監査役の活動として、年間の監査計画に基づく社内部署や連結子会社に対する実施監査、取締役会やリスク管理委員会等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社や工場等の主要部門における業務及び財産状況の調査、連結子会社の取締役及び監査役との意思疎通、代表取締役・会計監査人・内部監査部門との意見交換等を実施しております。

マルカ

マルカは会社法に基づき、監査役及び監査役によって構成される監査役会を設置しております。マルカの監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成しております。なお、社外監査役牛島慶太氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役疋田鏡子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は事業年度期初に監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査の業務分担等について決議しております。監査役会における主な検討事項は、取締役・執行役員及び重要な使用人における職務執行、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況、内部統制システムの構築と運営の状況、会計監査人の品質管理の体制と会計監査活動の状況等であります。特にマルカ及びその子会社は、国内外に拠点数も多く現場の業務や財務状況を重点的に監査しております。

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況並びに発言状況
常勤監査役 杉浦 克典	第74期事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、また、当業年度に開催された監査役会8回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 古澤 哲	第74期事業年度に開催された取締役会11回のうち8回に出席し、また、第74期事業年度に開催された監査役会8回のうち、6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 牛島 慶太	第74期事業年度に開催された取締役会11回のうち、10回に出席し、また、第74期事業年度に開催された監査役会8回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

常勤監査役の活動としては、第74期事業年度の監査計画に基づき、社内22部署及び国内子会社5社に対する監査を実施するとともに、取締役会や経営会議等の重要会議に出席しております。また内部監査室及び会計監査人との情報交換、往査同行等を実施しております。第74期事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による海外渡航制限により計画していた海外子会社に対する往査ができない状況になりました。その代替策として、質問状を各拠点に送付しその回答を得る等、現地の海外子会社との連携を図ることにより、適切な監査の確保に努めました。

監査役会としては、常勤監査役からの活動報告を随時行っております。また、年2回代表取締役と意見交換を実施しております。この席には社外取締役もオブザーバーとして参加しており、経営監視機能を果たしております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

なお、当事会社2社の監査役監査の状況については、以下のとおりであります。

フルサト工業

ア 内部監査室

フルサト工業は内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規約の遵守、手続の正当な執行等の目的で内部監査室（2名）を設置しており、継続的に実地監査を実施しております。

イ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画及び内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書・フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告及び監査報告の聴取、会計監査人が実施しているたな卸監査への立会等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。

内部監査室は、会計監査人が実施しているたな卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

また、内部統制部門は、内部監査室、監査役及び会計監査人より監査の概要について報告を受けております。改善に取り組む事項がある場合は、内部統制部門が改善に取り組む仕組みを構築しております。

マルカ

内部監査については、社長直轄の内部監査室（2名）が担当部署となり、「内部監査規程」に基づき毎事業年度監査計画を作成のうえ、企業集団全体の経営活動全般にわたり、合法性と合理性の観点から監査を実施しております。また、第74期事業年度の監査計画に基づき、社内22部署及び国内子会社5社に対する監査を実施しております。第74期事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による海外渡航制限により計画していた海外子会社に対する往査ができない状況になりました。内部統制部門との関係については、内部監査室、監査役、内部統制部門及び会計監査人が、必要の都度、意見・情報の交換を行い、連携を密にして監査の実効性向上に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

なお、有限責任監査法人トーマツを当社の会計監査人として選定する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、未定であります。

(4) 役員の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

但し、当社の設立日から最初の定時株主総会の時までの取締役及び監査役の報酬の内容は、次のとおりとする予定です。

- a. 取締役の報酬等の額は、年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とします。
- b. 監査役の報酬等の額は、年額 26百万円以内とします。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員ごとの連結報酬等の額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 株式の保有状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 経理の状況

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフルサト工業及びマルカの経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書（フルサト工業においては2021年6月21日提出、マルカにおいては2021年2月25日提出）及び四半期報告書（フルサト工業においては2021年8月10日提出、マルカにおいては2021年4月13日及び2021年7月9日提出）をご参照ください。

第6 上場申請会社の株式事務の概要

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から2021年12月31日までとする予定であります。
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	[無料]
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求する権利以外の権利を有しない旨を当社定款で定める予定であります。

第7 上場申請会社の参考情報

1 上場申請会社の親会社等の情報

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 その他の参考情報

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- ①有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
2021年6月3日近畿財務局長に提出。

- ②訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
2021年6月18日近畿財務局長に提出。
- ③訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
2021年6月23日近畿財務局長に提出。
- ④訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
2021年7月20日近畿財務局長に提出。
- ⑤訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
2021年8月13日近畿財務局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の両社が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりであります。

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

①有価証券報告書及びその添付書類

フルサト工業

事業年度 第63期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
2021年6月21日関東財務局長に提出

マルカ

事業年度 第74期（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）
2021年2月25日近畿財務局長に提出

②四半期報告書又は半期報告書

フルサト工業

事業年度 第64期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
2021年8月10日関東財務局長に提出

マルカ

事業年度 第75期第1四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）
2021年4月13日近畿財務局長に提出
事業年度 第75期第2四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）
2021年7月9日近畿財務局長に提出

③臨時報告書

フルサト工業

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2021年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2021年6月22日関東財務局長に提出

マルカ

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2021年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2021年2月26日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
2021年5月7日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2021年7月19日近畿財務局長に提出

④訂正報告書

フルサト工業

該当事項はありません。

マルカ

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく2021年5月7日付臨時報告書の訂正報告書
2021年5月11日近畿財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

フルサト工業

フルサト工業株式会社本店
（大阪市中央区南新町一丁目2番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

マルカ

株式会社マルカ本店
（大阪市中央区南新町二丁目2番5号）
株式会社マルカ東京支社
（東京都千代田区神田錦町三丁目20番地（錦町トラッドスクエア））
株式会社マルカ名古屋支店
（名古屋市中区錦二丁目9番29号（ORE名古屋伏見ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 上場申請会社の保証会社等の情報

該当事項はありません。

第四部 上場申請会社の特別情報

第1 最近の財務諸表

- 1 貸借対照表
当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。
- 2 損益計算書
当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。
- 3 株主資本等変動計算書
当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。
- 4 キャッシュ・フロー計算書
当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類

該当事項はありません。